

(会議録原本と一部異なる部分があります)

令和4年

第2回東栄町議会定例会

会 議 録

(第1日)

令和4年6月8日(水)

令和4年第2回東栄町議会定例会 会議録

招集年月日 令和4年6月8日(水) 開会 午前10時00分
散会 午前12時29分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 村上孝治	副町長 伊藤克明
教育長 佐々木尚也	総務課長 伊藤太
税務課長 藤田智也	住民課長 伊藤仁寿
福祉課長 亀山和正	経済課長 佐々木豊
建設課長 原田経美	教育課長 青山章
医療センター事務長 前地忠和	

公務により欠席 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

令和４年第２回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 承認第 3 号 令和４年度東栄町一般会計補正予算（第１号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 4 号 令和４年度東栄診療所特別会計補正予算（第１号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第４９号 東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 9 議案第５０号 東栄町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 10 議案第５１号 東栄町指定金融機関の指定について
- 日程第 11 議案第５２号 令和４年度東栄町一般会計補正予算（第２号）について
- 日程第 12 議案第５３号 令和４年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 13 議案第５４号 令和４年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 14 議案第５５号 令和４年度東栄診療所特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 15 同意案第２号 東栄町教育委員会委員の任命について
- 日程第 16 同意案第３号 東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 17 報告第 1 号 令和３年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 18 報告第 2 号 令和３年度東栄町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 19 報告第 3 号 令和３年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 20 報告第 4 号 令和３年度東栄町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第 21 報告第 5 号 令和３年度東栄町簡易水道特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第 22 報告第 6 号 令和３年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第 23 報告第 7 号 令和３年度東栄町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第 24 報告第 8 号 令和３年度東栄医療センター特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第 25 報告第 9 号 株式会社とうえいの経営状況について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

それでは開会をいたします。ただいまの出席議員は8名でございます。欠席はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第2回東栄町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配付した日程のとおりでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番、浅尾もと子君。7番、加藤彰男君の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お手元にご配付してあります。会期及び審議予定表を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは、会期及び審議予定表を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、令和4年第2回東栄町議会定例会、会期日程は9日間でございます。本日、6月8日水曜日、午前10時、本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、行政報告、町長提出議案大綱説明議案上程委員会付託。6月9日木曜日、午前10時、一般質問。6月10日金曜日から6月13日月曜日まで休会。6月14日火曜日、午前10時、総務経済委員会、付託案件審査、午後1時、文教福祉委員会、付託案件審査。6月15日水曜日、休会。6月16日木曜日、午前10時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり本定例会の会期は本日から6月16日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から6月16日までの9日間と決定いたします。
会期中の議会運営につきましては、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

----- 諸般の報告 -----

議長（原田安生君）

次に日程第3「諸般の報告」を行います。議会運営関係につきまして議会運営委員長から報告をお願いいたします。

（「議長、5番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤芳孝君）

それでは、議会運営委員長の報告をさせていただきます。去る5月16日月曜日及び6月2日木曜日の両日、当会議室において議会運営委員会を開催いたしました。5月16日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長。執行部は総務課長。6月2日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。令和4年第2回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は御手元に配付してあります会議及び審議予定表のとおりで、本日から6月16日までの9日間でございます。初日議了を除く各議案につきましては、常任委員会に審査を付託します。後ほど配付をする議員付託表のとおりでございますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。次に、一般質問でございますが、今回の質問者は5名で6月9日木曜日、午前10時より開催いたします。続いて陳情書の関係ですが、お手元にお配りしました陳情請願等一覧表のとおりであります。内容等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申出ください。最後になりますが、令和4年第2回東栄町議会定例会につきまして、会期中、御協力のほどよろしくお願いをいたします。以上で、議会運営委員長の報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に議会関係につきまして議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

令和4年第2回東栄町議会定例会、諸般の報告を議長にかわりまして、御報告いたします。令和4年、第1回定例会以降の行事等につきましては、御手元に諸般の報告として、一覧表を配付させていただきましたので、お目通しをお願いいたします。次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から3月25日に、2月分、4月25日に3月分、5月24日に4月分の報告があり、いずれも適正である

との検査結果でありました。詳細につきましては事務局で報告書を保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書の取扱いにつきましては、先ほどの議会運営委員長の報告のとおりでございます。以上で諸般の報告を終わります。

議長（原田安生君）

次に、令和4年3月議会定例会の一般質問で、浅尾議員の質問に対して執行部の回答に誤りがございましたので、御手元に配付してあると思いますけども、配付しました訂正表で報告をさせていただきます。以上で、諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長提出議案大綱説明 -----

議長（原田安生君）

次に日程第4、行政報告、日程第5、町長提出議案大綱説明を行います。本定例会に提案されております議案に対する大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

改めまして皆さんおはようございます。令和4年第2回6月東栄町議会定例会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。皆様には公私にわたり大変御多用の中、御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは、提出議案を説明に先立ちまして、お許しを頂きまして3月定例会以降の主なものについて行政報告をさせていただきます。まず最初にJR飯田線の湯谷温泉駅から三河慎原間の落石が発生ことについてであります。このことについては既に皆様方にはテレビ放映及び新聞記事等で御承知かと思えます。本長篠駅から中部天竜間の間で運転を終日見合わせる事となったということでありまして、6月の6日月曜日から本長篠駅から東栄駅の間は、バスによる代行輸送となりました。また東栄駅から中部天竜駅間は、代行バスとの接続を考慮して、特別なダイヤ、いわゆる時刻表で運行が再開されたところでもあります。落石はもう既に撤去されたという状況であります。レール等の手直しというような状況だというふうに聞いておりますが、通常運行に戻るにはまだ時間がかかるということでございます。御不便をおかけいたしますが、御理解のほどよろしくお願いをいたします。次に交通事故についてであります。新年度に入りまして4月、5月2件の交通事故が残念ながら発生してしまい尊い命が失われてしまいました。亡くなられた方には、改めて心より御冥福をお祈りいたします。町としまして交通安全推進協議会もそうですが、安協もそうですが、雨等で最近中止を余儀なくされておりました三輪地区でのレストハウス前の国道151号での交通安全街頭啓発も久しぶりに天気が良く実施が出来たところでございます。啓発物を配布してドライバーに交通安全の呼びかけをさせていただきました。また日頃から交通安全啓

発活動には、安協さんやシルバー人材センターの皆様始め多くの方々に御協力をいただきまして、早朝等の街頭啓発活動等を行っていただいております。心より感謝を申し上げます。そして、東三河交通安全推進協議会が5月30日に開催をされ東三河が一体となって、毎月13日、語呂合わせです。東三の日を交通安全の日として、啓発活動を行うことを決定しております。是非、皆様には引き続き御協力いただきますようお願いを申し上げます。次は新型コロナウイルス感染症についてです。まず感染者状況でございますが4月3日に女性2名、4月5日は男性1名、女性2名の計3名。4月7日には男性1名、そして4月20日に男性1名が4月30日の男性1名で町内では22例目となっております。その後、町民の皆様の基本的な感染予防対策のおかげをもちまして、5月以降の感染者は今のところ発生しておりませんが、県内や近隣市町村では、まだ感染者が続いておりますので気を抜くことなく、引き続き感染対策に御理解と御協力をお願いしたいと思っております。町の新型コロナウイルスワクチン接種状況でございますが、5月11日現在で3回目の接種済みの方で60歳の方が以前もお話ししましたが1,498人、18歳以上60歳未満の方は649人となっております。4回目の追加ワクチン接種の希望調査、この対象が1,628人については現在、調査票を各家庭に配送させていただいて、その調査によって今後希望される方に接種券と予約表を後日お届けをし、7月の11日から医療センターにおいて4回目接種が始まってまいります。よろしくお願ひしたいと思ひます。令和4年度も新年度も既に2か月が過ぎたところでございますが、各種団体の総会や会議も昨年度まで中止だったり、ウェブ会議となっておりますけどもコロナ感染症も少しずつ落ちついてきている状況から、それぞれしっかりとコロナ対策をした上で総会始め会議等を対面方式で行うようになってきております。そのようなことから地区懇談会も5月16日から31日までの日程で8会場で開催をさせていただきました。無事終了させていただいたところでございます。中身については令和4年度当初予算の概要を始め主要事業等をですね説明をさせていただいております。意見交換をさせていただいたところでございますが、まだ全体のまとめが出来ていませんので御意見等につきましては、しっかりと受け止めさせていただきたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひいたします。4月1日付で規採用職員4名に辞令を交付させていただきました。内訳は一般事務職3名と保育士1名でありました。県派遣の職員も現在1名、総務課の方に勤務をいただいております。そして、病院の方では早川医師に引き続き、医療センターでの勤務をいただきセンター長としての役割を担っていただくこととなりました。職員の異動につきましては、昨年度は諸般の事情により人事異動を実施いたしましたが、本年度は機構改革によりまして課名係名を一部変更した上で4月1日に人事異動の発令をさせていただいたところでございます。また地域おこし協力隊を男性2名を新たに採用させていただきました。3年目の女性1名を加えまして全体で現在3名となったところでございます。また小中学校教職員の辞令発令伝達を4月1日に行わさせていただきました。御承知のように東栄中学校には夏目校長先生始め6名の方、東栄小学校8名の方に御着任をいただきました。従来から取り組んでいただいております、ふるさと東栄を学び、ふるさと東栄を愛する天地人教育によりまして郷土を愛する子供たちの育成に今後

とも一層のお力添えをお願いしたところでございます。御承知のように新年度を迎えた中、学校の方もですね、新型コロナウイルス感染症対策を万全にして、小学校中学校とも入学式、始業式を無事に行わさせていただいたところでございます。次に消防団ですが4月1日に辞令を交付させていただきました。団長には伊藤俊氏2年目になります。副団長には夏目佳樹氏4年目、原田佑介氏と伊藤洋平氏が新たに就任をしていただきました。御承知のように4月1日現在の消防団員が89名の団員数となり、支援団員は80名であります。年々団員数は減少していく中で支援隊との協力体制が重要でございます。4月24日には、合同訓練会を東栄浄化センター周辺で実施をしていただきました。大変心強く思っているところでございます。次に経済団体等の総会も御出席をさせていただきました。商工会では5月23日、シルバー人材センター総会は6月3日に開催をされました。6月に入りまして、農協の総代会、森林組合の総会等は6月23日の開催というふうに伺っております。次に観光まちづくり協会ですが、設立から今年で6年目を迎えさせていただきます。5月25日に第5回の通常総会を開催をさせていただいたところでございますが、令和3年度もコロナ禍の影響でビューティーツーリズムのナオリ体験につきましては、非常に厳しい状況が続きました。その中でナオリの体験につきましては、年度当初から検討を重ねてまいりました結果、譲渡することに決定をさせていただき、三信鉱工株式会社と共同出資で、株式会社もとがですね令和3年8月14日に協会から譲渡をさせていただいたところでございます。協会の方においては、自転車まちめぐりの企画開発についてもサイクリスト歓迎のまち構築事業として、町と連携して進めさせていただいているところでござます。蛍の散歩道につきましては、もう既にチラシ等をお配りをしてしておりますが6月17日から19日と24日から26日の2回開催をさせていただきます。川べりを歩いて蛍の観賞をしていただく。そして、それぞれの土曜日には108マーケットが飲食やお土産の販売ですが、商工会の青年部を中心に市場商店街を通行止めさせていただいて18時から21時までの間マーケットを開かさせていただきたいということでございます。協会では、町内外の関係団体等との連携や運営基盤を強化するために、来年度の法人化いわゆる一般社団法人を目指して今年度取り組んでまいりたいと思っております。次に株式会社とうえいですが、第20期の株主総会が5月23日に開催されました。本日決算内容等の報告をさせていただきますが、昨年に引き続きまして、コロナ禍の影響と特に燃料の高騰によりますボイラーの重油などによりまして大変厳しい状況となっておりますが、従業員一同一丸となってコロナ禍を乗り越えていきたいと頑張らせていただいておりますので、是非御理解のほどをお願いいたします。次に漁業関係ですが、5月14日土曜日から振草川の鮎の友釣りが解禁をされました。そして今シーズンが始まったわけですが、振草川再生計画によりまして漁協としていろんな取組をさせていただいておりますが、特に18歳以下の遊漁料無料や女性30歳以下の若者の日釣り券は半額というような状況になっております。将来を担う若者の取組に力を入れていきたいということでございます。また町内の小学校4年生以上を中心に鮎釣り教室を2017年度から開催をさせていただいております。今年も6月4日に開催をしていただいたところでございまして、先生子供を中心に多くの方に参加をいただきま

した。翌6月5日には、鮎釣り大会が行われました。次に、東栄医療センターにつきましては、御承知のとおり4月1日から無床診療所としてスタートしております。地区懇談会でも説明をさせていただいたとおりであります。昨年度の診療体制と変わることなく診療運営が出来ているところでございます。4月の外来患者数は1日平均90.1人、下川診療所が23.6人でありまして、昨年度の同月とほとんど変わらない状況でございます。新しい診療所等の建設工事の状況につきましては、令和4年3月より毎月、現場かわら版として作成をして町民の皆さんに回覧でお知らせをしております。11月の開所を目指して、しっかり取り組んでいきたいと思っております。新しい国保とうえい診療所と保健福祉センター、地域包括支援センターや子育て支援センターなど、この地域の特性を生かして乳幼児から高齢者まで全ての住民を対象に健康福祉医療、介護、子育て等一体的に行う拠点として整備をし、総合的ケアの実践をしてみたいと思っております。現在、皆様にはこの施設の愛称を募集させていただいております。親しみやすく、誰もがわかりやすく、誰からも愛される施設になるよう愛称をお寄せいただくとありがたいと思っております。次に道路関係ですが、国道474号三遠南信自動車を始めとする道路については、地域懇談会でも御説明をさせていただいたとおりであります。私からは1点のみ状況をお知らせしたいと思います。国道151号と町道岡本大森線との交差点改良の調査を実施させていただいたところでございますが、上岡本信号交差点との兼ね合いも含めまして県と調整を踏まえて、現在公安との協議をしているところでありますので、ある程度進捗が見ましたら機会を設けて御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。それから広域農道の奥三河線についてであります。本広域農道はですね北設楽郡三町村と豊田市、旧稲武町による農業振興を図るための農道を整備するものであります。2工区、津具から名倉は既に供用開始されておりますが1工区、名倉から稲武の小田木が完成をし、大村愛知県知事を始め多くの来賓をお招きして5月29日に開通記念式典が行われました。東栄町からは私と議長、総務経済委員長とともに出席をさせていただきました。平成6年度から令和4年度という長い年月をかけて整備された農道であります。是非機会があれば通行をいただくとありがたいと思っております。次に、中学校の海外派遣事業についてありますが、昨年度中止となりました。国内での語学研修、留学生の交流に振替させていただいたところでございますが、今年もカナダへの渡航ができるかは正直難しいのではないかなというふうに思われます。現在、教育委員会、中学校、旅行業者等関係者と協議をし、最終的な判断をしたいというふうに考えておるところでございます。次に高校関係であります。5月30日に令和4年度第1回の田口高等学校運営協議会が開催され、出席をさせていただきました。教育長とともに出席させていただきましたが、この運営協議会は、地域と高校が一体となって、地域と共に魅力ある教育活動を展開し実績を積み上げることで北設楽郡を始め世間に広くその特色ある教育活動が周知され、生徒保護者から選ばれる高校になるための方策を検討していくものであります。協議会の下にワーキンググループがありますので、そこにおいて魅力化に向けた取組などを具体化して運営協議会へ提案していくということになっております。運営協議会は年3回の開催ということでございます。北

設楽部の状況はですね設楽・津具・東栄・豊根の四中学校と、田口高校は御承知のように連携型中高一貫教育を行っております。田口高校の現状ですが、全校で普通科が29名、林業課は41名の計70名であります。そのうち東栄町から普通科4名、林業科は5名という状況となっております。今後ともですね、郡内一つの高校ということで、しっかり協議をしながら存続できるように頑張っていきたいと思っております。次に総合社会教育文化施設等の状況であります。昨年度は、コロナウイルス感染症の影響で各施設とも非常に厳しい利用状況でございました。新年度に入ってから利用制限などがまだ続いておりますが、利用者は少ない状況であります。7月以降の夏休みの予約状況は今のところ入ってきておりますので、今後のコロナ禍の状況により、当然キャンセル等も状況によってはあるかもわかりませんが、それぞれ各地域の状況を見ましても、はっきりしませんが学校関係では修学旅行もしっかりとコロナ対策を行った上で実施をされておるようでありますので、特に夏場の合宿にかけて利用者を迎えられるように、しっかり準備はしていきたいというふうに思っております。最後になりますが本年度イベントの開催についてであります。東栄町においても新型コロナウイルス感染症対策については、最優先課題としてここまで取組をしてまいりましたが、冒頭においても4回目のコロナワクチン接種について御報告をさせていただいたところでありますが、御承知のようにまだ完全に終息したわけではなく、今後もしっかりとコロナ対策をしていかなければならないと思っております。今後の町のイベントとしては、特に秋に大きなイベント東栄フェスティバルなどがありますが、準備等も含めて一定のですね、時期までには可否を決定していかなければならないというふうに考えております。議会におかれましても状況を鑑みて、御意見等をいただけるとありがたいと思っております。その時は、どうぞよろしくお願いをいたします。以上、諸般行政の一端を御報告申し上げます。以上で行政報告とさせていただきます。

次に、今議会に提案をしております議案の大綱説明を概略説明させていただきます。今議会に上程をいたしました議案等につきましては、承認2件、議案7件、同意案2件、報告9件、合わせて20件を上程いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。それでは各議案について簡略に説明をさせていただきます。承認第3号、令和4年度東栄町一般会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについては、非課税世帯等への臨時特別給付金事業及び新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種を実施するに当たり、早急に対応する必要が生じたので5月26日付けで専決処分したもので、1,625万5,000円を増額補正したものであります。承認第4号、令和4年度、東栄診療所特別会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについては、新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種にかかる収入を新たに見込んだために、財源更正するものであります。次に、議案第49号、東栄町過疎地域持続的発展計画の変更については、町道や農道に関する事業箇所の追加及び水道施設改修に係る変更するものであります。議案第50号、東栄町辺地総合整備計画の変更については、6辺地で計画の変更をするものであります。議案第51号、東栄町指定金融機関の指定については、6月30日で期間満了となることから、今後2年間の指定をするものであります。次に議案第52号、令和4年度東栄町一般会計補正予算第2

号についてであります。2,220万6,000円を増額補正するものであります。内容は、人事給与システム改修費、指定金融機関派出所業務委託料、アスベスト含有事前調査委託料、役場庁舎等の電話機更新及び保健福祉センターの電話機新設に係るリース料、町営バスDX化関係備品購入費、固定資産税過年度分還付金、認可外保育施設利用に係る負担金、新診療所に隣接する薬局への進入路整備工事費、国民健康保険特別会計及び簡易水道特別会計繰出金、高齢者生産活動センター修繕費、東栄中学校へのICT教育推進事業委託料に係る増額が主なものであります。これに充てる歳入につきましては、国庫補助金、県委託料、前年度繰越金等を見込んでおるところであります。次に、議案第53号、令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第1号については、267万5,000円を増額補正で、内容は国保システムの改修、新診療所及び保健福祉センターに係る北設情報ネットワーク工事負担金、移転委託料、新設する電話機のリース料であります。議案第54号、令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第1号については、2,282万3,000円を増額補正で、内容は、国道473号月バイパス工事に係る奈根工区における三輪簡易水道中継槽移転設計業務委託料、新畑簡易水道の減圧弁取替え工事であります。議案第55号、令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第2号については、294万8,000円を増額補正で内容は、新診療所に新設する電話機のリース料、遠隔読影委託料であります。同意案第2号、東栄町教育委員会委員の任命については、6月30日で任期満了となる委員の再任の同意をお願いするものであります。同意案第3号、東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任については、令和4年8月31日で任期満了になる委員について選任同意をお願いするものであります。次に報告第1号、令和3年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第2号、令和3年度東栄町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書については、令和4年度に繰越した事業について報告するものであります。報告第3、令和3年度東栄町一般会計継続費繰越計算書についてから、報告第8号令和3年度東栄医療センター特別会計継続費繰越計算書については、継続費により実施している事業について、令和4年度に繰り越す額を報告するものであります。報告第9号、株式会社とうえいへの経営状況については、令和3年度の経営状況を報告するものであります。以上でございますが、副町長を始め担当課長から詳細については、説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（原田安生君）

これより議案審議に入りますが、本日議了をしたい議案等がございますので、申し上げます。日程第6、承認第3号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて」、日程第7、承認第4号「令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて」、日程第10、議案第51号「東栄町指定金融機関の指定について」、日程第15、同意案第2号「東栄町教育委員会委員の任命について」日程第16、同意案第3号「東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、日程第17報告第1号「令和3年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、日程第18、報告第2号「令和3年度東栄町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」、日程第

19、報告第3号「令和3年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について」、日程第20、報告第4号「令和3年度東栄町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書について」、日程第21、報告第5号「令和3年度東栄町簡易水道特別会計継続費繰越計算書について」、日程第22、報告第6号「令和3年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」、日程第23、報告第7号「令和3年度東栄町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について」、日程第24、報告第8号「令和3年度東栄医療センター特別会計継続費繰越計算書について」、日程第25、報告第9号「株式会社とうえいの経営状況について」以上14案件は、本日の議会審議の後、ただちに議了したいと思いますので、御了承の上、お願いをいたします。

----- 承認第3号、承認第4号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第6、承認第3号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて」、日程第7、承認第4号「令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて」以上2案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、2案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それではお願いいたします。承認第3号令和4年度東栄町一般会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて。それでは予算書の1ページをお願いします。専決第2号、令和4年度東栄町一般会計補正予算第1号について。非課税世帯等への臨時特別給付金及び新型コロナウイルスの4回目のワクチン接種について、予算措置を講じる必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため5月26日付けで専決処分させていただいたものです。続いて2ページをお願いします。今回の一般会計の補正は、歳入歳出それぞれ1,625万5,000円を追加し、予算総額を41億8,225万5,000円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、令和4年度住民税の非課税世帯と家計の急変世帯に対して1世帯当たり10万円を給付するものですが、令和3年度に支給受けた方は、除かれます。対象世帯は70世帯を見込んでおります。10節需用費、11節役務費及び12節委託料は、給付金の給付にかかる必要の経費であります。19節扶助費は給付対象世帯を70世帯見込んでおります。3款2項3目臨時特別給付金費は1人親世帯以外の低所得者世帯

に対し、児童1人当たり5万円を給付するものです。10節需用費11節役務費及び12節委託料は、給付金の給付に係る必要な経費です。19節扶助費は対象者を16人見込んでいます。4款1項1目保健衛生総務費、27節は東栄診療所特別会計の補正による減額です。3目新型コロナウイルスワクチン接種対象費、1節報酬はワクチン接種に係る会計年度任用職員を雇用するための人件費です。3節職員手当等はワクチン接種業務に携わる職員に対する時間外勤務手当です。10節消耗品費は、事務に係る経費です。11節郵便料は、対象住民への接種意向調査と接種券の発送経費であります。手数料は、町外の医療機関でワクチンを接種した場合に発生する経費で、国保連合会に支払います。12節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料は、対象住民に係る接種券を作成するための経費です。新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料は、接種1回当たりの経費として税込み2,277円を医療機関に委託するための経費です。13節自動車借上料は、ワクチン接種にかかる送迎のための経費です。17節備品購入費は、待合室での密を避けるため接種の順番まで敷地内の駐車場で待機していただき、順番が来たら呼出しを行うための呼出しベルを送受信機合わせて62台購入するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。14款1項1目の社会福祉負担金は、非課税世帯臨時特別給付金事業に係るもので全額国費が充てられます。2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料に係るもので、全部国費が充てられます。2項3目衛生費国庫補助金は、今回のワクチン接種にかかる費用について全額補助を受けるものです。15款1項1目民生費県負担金は、児童手当臨時給付事業に係るもので、全額県費が充てられます。19款繰越金は、今回の補正予算に係る調整による減額です。

それでは続いて、もう一度、議案の方に戻っていただきまして、承認第4号「令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて」予算書の5ページをお願いします。専決第3号、令和4年度とうえい診療所特別会計補正予算第1号について。新型コロナウイルスワクチンの接種について予算措置を講じる必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、5月26日付で専決処分をさせていただいたものです。続いて6ページをお願いします。今回の補正による増減額はありません。予算説明書の14ページをお開きください。1款3項1目諸検診等収入、1節予防接種・健診等は、ワクチン接種にかかる1回当たり2,277円の接種業務委託料を追加するものです。すみません、接種業務受託料を追加するものです。4款1項1目一般会計繰入金は、接種業務受託料分を減額するものです。16ページをお開きください。1款1項1目一般管理費を財源更正するものであります。以上で専決処分に係る一般会計及び東栄診療所特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに承認第3号の質疑を行います。歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。非課税世帯への臨時特別給付金、補正予算説明書の7ページ、3款1項1目の700万円について伺います。対象となる世帯というのは、令和4年度に住民税が非課税世帯であるという世帯、また非課税世帯相当に家計が急変した世帯であるという御説明でありました。この世帯が70世帯を見込むとの説明です。昨年の12月21日、町は住民税非課税世帯への同様の臨時特別給付金10万円を専決処分しております。その際の給付対象600世帯と見込んでいたと認識しております。合計しますと町内の非課税世帯、またそれに相当する世帯は670世帯。全世帯の約半数になると理解してよいのか伺います。

（「議長、福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

ただ今御質問がありました非課税世帯の対象者につきましてですけども、令和3年度の非課税世帯につきましては504世帯の方が対象となっております。昨年度の家計急変世帯につきましては、現在のところですね申請の方がございませんが、対象になっている世帯につきましては、ちょっと今手元にちょっと資料がありませんのでちょっとお答え出来ないんですけども、そちらの方は現在のところ申請はございません。ただ申請をいただいて、まだ申請の方が未申請の方は20世帯、非課税世帯で残っておるという状況でございます。以上です。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

既に給付金を受け取った世帯が504世帯あって、まだ申請していないという世帯が20世帯ということだとわかりました。今後また新たに令和4年度に、非課税世帯になったという世帯などが70世帯分見込まれておるわけです。伺いたいのは、令和3年度には家計が急変したという世帯、申請がゼロ件だった。そういう説明でありますので、実際には、新型コロナの影響で家計が急変したというような方、収入が激減したというような方、大勢おられたのではないかと私は思うんです。皆さんの実態をお話を聞くと、そういった方おられるのではないかと思います。その家計が急変した世帯をどう捕捉するのかということが大変重要であるかと思うんですけれども、町として家計が急変した世帯にこの交付金を給付金

を申請できるということをどうやって知らせていくのか、その点お伺いいたします。

（「議長、福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

今、御質問がありました件につきまして、家計急変世帯でございますけども、受付期間につきましては繰越しをしておりますので9月末、今年度の9月末までが昨年度の家計急変世帯の方の受付期間でございますので、その間に受付をするということでございますけども、家計急変の内容につきましては、現在ですね東栄チャンネルだとか、ホームページの方で周知はしておりますけれども、そういった形で周知はしておるんですけども、同様に9月30日まで余り申請がないようであれば早めに、また再度ですね、そういった周知の方も考えていきたいと思っております。

議長（原田安生君）

その他、ございますか。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

では、同じく7ページの3款2項3目、今度は子育て世帯に関する臨時給付金について伺います。予算額が80万円であります。昨年度に実施した5万円の臨時給付金との違い、対象者の違いとですね、それから、どうやって対象となる方を補足するのか。また、支給のスケジュールについてお伺いいたします。

（「議長、福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

一人世帯ですね、親の方に対する臨時給付金の申請なんですが、受付につきましては、2月28日までを予定しております。こちらの方も対象の方につきましては、児童扶養手当の受給者につきましては、愛知県さんの方で支給をしていただくということで、それ以外の、こちら町の方で支給する対象になる方につきましては、児童手当特別児童扶養手当の受給者

の中から、住民税の非課税の世帯の家庭、または家庭急変世帯ということで、令和4年の1月以降、収入が激減した方が対象、または高校生のみの養育世帯、そういった特殊な方につきましては申請をいただいて、お支払いするという形をとっております。対象者につきましては、昨年度同様の制度がございまして、昨年度の実績が17名という対象でございまして、事前にですね愛知県さんの方から、見込み数が16人と指名されておりましたので16人の方を対象として、まずは5万円を掛けた80人を臨時給付金の対象として考えております。以上です。

議長（原田安生君）

よろしいですか。はい、他ありますか。次に、歳入全般について質疑をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより承認第3号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。承認第3号の件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

9ページの4款1項3目、新型コロナウイルスワクチンの接種業務委託料384万9,000円について伺います。これは町長からの説明で4回目のワクチン接種に関する費用だということだと思えます。

（「今は、承認第4号東栄診療所会計の質疑ではないのか」の声あり）

失礼しました。補正予算説明書の15ページの予防接種健診等の歳入の316万5,000円について伺いたと思いますが、新型コロナウイルスのワクチン接種第4回目にかかる費用であります。4回目接種のスケジュールについては先ほど報告がありましたので、質疑は省略したいと思います。これまで3回ワクチンの接種をやってきて、町内でも副反応、後遺症など報告されているのではないかと思います。4回目の接種に向けてですね、その状況について御報告いただきたいと思います。重大な副反応、後遺症などが報告されている

かという質問であります。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

そうした副反応の話につきましては、当医療センターの方には申し訳ございませんが私の方に入ってきてませんが、医師の方に診察の時にですね、伺った例はあるかと思いますがそういった記録はございません。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

事務長には重大な副反応、後遺症などが報告されていないということだと理解しました。重大な副反応、後遺症がなかったというふうに考えていいかと思うんですけれども、ただ、接種を受けて、あと高熱などの副反応というのはありふれたこと、たくさん副反応に苦しむ方が実際にはおられます。東栄医療センターで金曜日の夕方にワクチンの接種を受けますと、その後1時間後程度にはもう医療センターは閉まっているという状況であります。夜間に受診できる医療機関がある他の自治体に比べてですね、副反応への対応が厳しい状況が当町にはありますので、より丁寧な対応が必要なんではないかと考えます。ドクターからは解熱剤などを予防的に投与することは出来ないということを私も伺っておりますけれども、例えば夜間や時間外、土日に新医療センターでの診察はないという現状でありますので、せめて接種日の夜間にですね4回目の接種に当たっては、医師が診察できる体制を確保していただけないでしょうか。

議長（原田安生君）

今のは、議案に対する質問じゃないですよ。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

これはワクチン第4回目の接種にかかる予算でありますので、第4回目の接種体制をどうするかということを当然質疑の対象になるかと考えます。

議長（原田安生君）

内容が全然質疑する内容ではないということ。それはあなたが考えとるのとは違うということ言ってる。わかりませんか。他ありますか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、承認第4号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、承認第4号の件は、原案のとおり承認されました。

議長（原田安生君）

先ほどの行政報告の中で1点訂正があるようですので、町長の方から訂正をお願いします。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

すみません。さっきの東栄診療所の4月の外来患者数を令和4年4月、1日平均90.1と申し上げましたが、すみません86.8人でございます。90.1は、令和3年度であります。それからちなみに下川診療所は23.6人、令和3年度は23.0人です。昨年とほとんど変わらないという状況です。すみません、訂正をさせていただきます。お願いします。

議長（原田安生君）

はい。ただいま訂正がございましたので、お願いをいたします。

----- 議案第49号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第8、議案第49号「東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第49号、東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について。提案理由は、町道や農道

に関する事業箇所の追加及び水道施設の改修等について東栄町過疎地域持続的発展計画を変更する必要があるから、議会の議決を求めるため提出するものです。それでは、主な変更内容を説明させていただきます。1枚めくっていただいて、新旧対照表をご覧ください。15分の1ページをお願いします。左側が変更後となり、変更部分には下線を引いております。まず初めに表1の1、人口の推移でございますけども、こちらは令和2年度の国勢調査の結果を反映させたことによる変更でございます。15分の2ページをお願いします。ここは、5の交通施設の整備、交通手段の確保でエの公共交通の中で、診療所と保健福祉センターの正式名称が決まったことから、その部分を変更するものです。15分の3ページ、こちらは事業計画に町道下柿野尾呂線の改良工事を追加するものです。15分の5ページをお願いします。事業計画において橋梁補修事業1件、農道山中線補修事業と、大貝津線路肩復旧事業を追加しております。15分の8ページをお願いします。事業計画の表中、診療所、保健福祉センターの正式名称が決まったことと、中設楽浄水場の改修事業、下水道長寿命化対策電気設備更新事業を追加したことによる変更です。15分の11ページをお願いします。こちらは7の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の欄で、診療所と保健福祉センターの正式名称は決まったため変更するものです。15分の12ページも事業計画の表中で、同様に名称変更に関わる変更でございます。15分の13ページをお願いします。ここは保健、福祉施設、子育て支援施設につきまして、管理方法や方向性について、公共施設等総合管理計画と整合性を図るための変更と診療所保健福祉センターの名称が決定したことに伴う変更です。15分の14ページをお願いします。ここは事業計画の表中、診療所保健福祉センターの名称が決定したことに伴う変更と公共施設等管理計画、総合管理計画との整合性を図るための変更であります。説明は以上となります。

議長（原田安生君）

これより質疑に入ります質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第50号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第9、議案第50号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第50号、東栄町辺地総合整備計画の変更について。提案理由は、森林資源開発のた

めに整備した林道の法面の荒廃が進み、森林施業の実施に支障をきたしている箇所の改良や、生活に必要な橋梁の荒廃により、安全性が危ぶまれている箇所の補修等が必要であり、東栄町辺地総合整備計画を変更する必要があるから、議会の議決を求めるため提出するものです。主な変更内容を説明いたします。1枚めくっていただいて、新旧対照表をご覧ください。初めに6分の1ページです。左側が変更後となります。変更後の2、公共的施設の整備を必要とする事情では、森林資源開発のために整備した林道の法面の荒廃が進み、森林施業の実施に支障をきたしていることを追加し、これに伴い3の公共的施設の整備状況に林道の整備事業を追加しております。6分の2ページをお願いします。2の公共的施設の整備を必要とする事情で、辺地の飲料水供給施設を一括して、町で監視・管理したいためと、生活に必要な橋梁の荒廃により安全性が危ぶまれているためを追加し、これに伴い3の公共的施設の整備状況に水道と橋梁の整備事業を追加しております。6分の3ページをお願いします。2の公共的施設の整備を必要とする事情で生活道である町道の路面荒廃により、安全性が危ぶまれていることを追加し、3の公共的施設の整備状況で農道に関する事業等の変更と町道に関する事業を追加しております。6分の4ページをお願いします。ここは、事業費及び財源内訳の変更となっております。6分の5ページをお願いします。2の公共的施設の整備を必要とする事情で、生活に必要な橋梁の荒廃により安全性が危ぶまれているため、を追加し、3の公共的施設の整備状況で橋梁事業を追加するとともに、林道の事業費等を変更するものです。6分の6ページをお願いします。2の公共的施設の整備を必要とする事情で2段書きしているものを、1段書きに変更するとともに、道路等の道路の事業費等を変更しております。説明は以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第51号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第10、議案第51号「東栄町指定金融機関の指定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第51号、東栄町指定金融機関の指定について。地方自治法施行令第168条第2項の規定により、東栄町に属する現金の出納のため、指定金融機関を指定し、下記の者に2年

間、取り扱わせるものとする。記としまして愛知東農業協同組合、令和4年7月1日から2年間。提案理由は、東栄町の公金の収納及び支払い事務の合理化と公金管理の適正化を図るため、指定金融機関として愛知東農業協同組合を2年間指定することについて、地方自治法施行令第168条第2項の定めるところにより議会の議決を必要とするからである。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

2年前にも同様の議案が出ていました。その際の答弁です。2年前の6月議会で、各金融機関に意向調査を行い愛知東農協が有利であるため指定したと、そのような御答弁をいただいております。2年前と同じく今回も愛知東農協さんに決めるという議案であります。選考に当たって、どんな点が有利だったのかということをお伺いしたいと思えます。また今回、補正予算で委託料12万4,000円の補正が出ておりますけれども、それも含めて、どの点が有利だったのか、どんな点を重視して選んだのかという点、お伺いしたいと思えます。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい。前回同様3行に意向調査をさせていただきました。そのうち、ゆうちょ銀行の方は、まず辞退ということで御返事をいただいて、愛知東農協と豊川信用金庫につきまして振り込み手数料等、あと口座振替の手数料等の条件を出していただきまして、さらには派遣職員に係る人件費分も出していただきまして、そちらを比較したところ、手数料等につきましては、圧倒的に愛知東農協の方が有利でありました。今回の派出所の人件費の補正につきましては、昨年度大幅に最低賃金が上がったことによって、もう少し農協の方から上げてくれないかということで、今回補正をお願いしたものです。以上です。

議長（原田安生君）

他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第51号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第52号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第11、議案第52号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第2号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の1ページをお願いします。議案第52号、令和4年度東栄町一般会計補正予算第2号について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,220万6,000円を増額し、予算総額を42億446万1,000円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。2款1項1目一般管理費12節人事給与システム改修委託料は、令和4年10月の共済組合法の改正により、被用者の範囲が広がることに伴ってシステムの改修を行うものです。3目会計管理費、12節指定金融機関派出所業務委託料は、出納室内に設けられている派出所に係る経費で、そのうち今回の指定金融機関の指定に関連し、人件費に関わる分について増額するものです。4目財産管理費、12節アスベスト含有事前調査委託料は、今後、解体撤去が見込まれる旧東栄小学校、青年の家、産業会館について、アスベスト含有の有無を調査するものです。電話リース料は、役場庁舎内の電話について既に耐用年数を経過し、不具合が生じてきていることから新診療所等の整備に合わせて更新するものです。7目企画費、7節報償費と12節委託料は、今年度実施する土地利用活用に関する調査事業の中で、地域に入ってのワークショップを業者委託により運営する予定でありましたが、地域住民を含む関係団体とのワーキングを直営で実施することに切替えたことによる予算の組替えです。11目町営バス運営対策費、17節町営バスDX化関係備品購入費は、今年度診療所待合に設置する予定の町営バス運行案内を保健福祉センターロビー内にも設置することに伴い、増額するものです。2項1目税務総務費、22節還付金及び還付加算金は、固定資産税の過年度分課税過誤によるものであり、8ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費、13節コンピューター等借上料は、マイナポイント申込支援基金について、現在国から貸与されている機器が7月をもってその期間が終了することに伴い代替機器をリースにより導入するもので、全額国費が充てられます。3款1項1目社会福祉総務費、1節委員報酬と、

8 節費用弁償は、昨年度策定した地域福祉計画の進行管理を図るために、策定委員会を開催するための費用です。2 項 1 目児童福祉総務費、13 節電話リース料は、新設する子育て支援センターの電話機にかかるものです。18 節施設等利用給付費負担金は、東栄町在住で、町外の認可外保育施設を利用する際に、施設利用費を支給するもので 1 名が対象となります。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、14 節薬局進入路整備工事は、新診療所の敷地に隣接して建設される薬局への町有地部分の進入路を整備するものです。10 ページ、27 節と 4 目環境衛生費、27 節は国民健康保険と簡易水道それぞれの特別会計の補正による増額です。5 款 1 項 3 目農業振興費、11 節修繕料は高齢者生産活動センターの漏電箇所の修繕に係るものです。18 節その他負担金は、J A 愛知東豊根農産物加工場の加工品保存用冷蔵庫の修繕に係るもので、費用の一部について、北設 3 町村で集荷物の重量割合により負担するものです。8 款 1 項 2 目非常備消防費、7 節団員退職報償金は、年度末において 3 名の退職団員が新たに発生したことによる追加です。9 款 1 項 1 目教育委員会費、13 節電話機借上料は、教育委員会の電話機を更新することにより増額するものです。12 ページ、3 項 3 目教育振興費、12 節 I C T 活用教育推進事業委託料は、東栄中学校は今年度の I C T 活用実践校に指定されたことから、町から研究委嘱するものです。4 項 2 目学校給食共同調理場費、1 節報酬と 12 節調理業務委託料は、1 名の職員について、当初会計年度任用職員での任用を予定していましたが、業務委託に切替えたことによる予算の組替えです。次に歳入を説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金のマイナポイント事業費補助金は、マイナポイント支援機器のリースに対するものです。15 款 3 項 4 目教育費県委託金の I C T 活用教育推進事業委託金は、東栄中学校への研究委嘱に対するものです。19 款繰越金は、今回の補正予算に係る調整による増額です。20 款 5 項 1 目雑入の消防団員退職報償金は、昨年度退団した団員の退職報償金が確定したことによる減額です。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに歳出全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

詳しくは委員会で伺えたらと思いますが、1 点ですね、補正予算説明書の 6 ページ 7 ページの総務費町税費の中の償還金について還付金 306 万 4,000 円。還付加算金 39 万 6,000 円についてです。副町長から今、固定資産税の過年度分の課税誤りだと簡単な説明がありました。しかしこれは、昨年 9 月に報告された固定資産税の課税誤りと同じものかどうかを事前に御報告いただいております。ちょっと説明が簡単に過ぎるのではないかと思います。改めて、何が原因でこれが起きてしまったのか、なぜ去年 9 月の段階でわからな

かったのか。そういったことを丁寧に説明していただく必要があると思うんですが、委員会での資料提供など認識を伺います。

（「議長、税務課長」の声あり）

はい、税務課長。

税務課長（藤田智也君）

はい、委員会の方で特に資料等はですね、提示の予定はございませんけども経過、概要、原因等につきまして説明させていただきたいと思っております。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

町がですね、誤って取り過ぎていた税金について、還付加算金 39 万 6,000 円、利子をつけて返すという事態なわけですね。これ大変重大なことだと思うんですけども、口頭のみというのは、いかにも不足だと私は考えます。資料の提示の予定がないということなんですけれども、それではやっぱり、再発防止に向けても大変不十分なものだと思うんです。また、今年の 9 月、同時に住民税の課税誤りということも報告されておりましたけれども、それは報道にもリリースして、新聞記事にも出ていました。対象者にお詫び状を送って、適切に対応されたんではないかと私は考えております。固定資産税の課税誤り 2 度、2 年連続で繰り返していると。さらに、今年の 9 月議会で総務経済委員会で、伊藤紋次、当時の委員長がですね、平成 24 年以前はなかったのかと質問して、町の総務課は 24 年度以前は正常に課税されているとはっきり答えている中で、再び起きてしまった問題ということですので、改めて経過の報告、口頭ではなく文書にして報道機関、そして町民にも示していただくように要望いたします。

議長（原田安生君）

要望ですね。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で歳出の質疑を終わり次に歳入全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第53号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 12、議案第 53 号「令和 4 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号

について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民課長」の声あり）

はい、住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

それでは、補正予算書の5ページをよろしく願いいたします。議案第53号、令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第1号について。6ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ267万5,000円を追加し、予算総額を6億5,525万円とするものです。それでは、補正予算書、補正予算説明書で説明をいたします。20ページをお願い致します。歳出からお願いします。1款1項1目一般管理費33万円ですが、これにつきましては、高齢受給者証などの各種証の性別欄が削除されることに伴うシステム改修が必要なため補正するものになります。次に、5款3項1目施設整備費215万6,000円。これにつきましては、保健福祉センターのインターネットなどの接続に係る費用23万8,000円と福祉課及び子育て支援センターが、東栄保健福祉センターへ移転するため書庫及び机などを搬入、搬出するための費用191万8,000円が必要なため補正するものになります。5款3項2目施設管理費、18万9,000円。これにつきましては、移転先である東栄保健福祉センターの電話機のリース料18万9,000円が必要なため補正をするものです。歳入になります。18ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付費等交付金33万円。これにつきましては、システム改修費が国民健康保険特別調整交付金により措置されることを見込む補正になります。5款1項1目一般会計繰入金234万5,000円。これにつきましては、東栄保健福祉センターの新設に伴う移転費用などの一般会計負担分の増になります。国民健康保険特別会計補正予算については、以上になります。

議長（原田安生君）

はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第54号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第13、議案第54号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第1号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、建設課長」の声あり）

はい、建設課長。

建設課長（原田経美君）

それでは失礼します。補正予算書の9ページをご覧ください。議案第54号、令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第1号について。2ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,282万3,000円を追加し、予算総額を3億4,417万8,000円とするものです。それでは、補正予算説明書で説明します。まず、歳出から説明します。28ページをお願いします。2款1項1目水道管理費2,282万3,000円の増額につきましては、奈根ヨラキ地内において、月パイパス事業の残土処理場の計画変更による三輪簡易水道中継槽移転業務委託料を追加したものと、新畑地区において減圧弁の不具合により取替えを計上したものです。次に歳入について説明します。26ページをお願いします。5款1項1目一般会計繰入金322万3,000円の増額につきましては、歳出の補正に伴い増額するものです。7款1項1目雑入1,960万円の増額につきましては、三輪簡易水道中継槽移転業務の補償費で消費税を差し引いて増額するものです。以上です。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第55号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第14、議案第55号「令和4年度とうえい診療所特別会計補正予算第2号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

補正予算書の13ページをお願いします。議案第55号、令和4年度とうえい診療所特別会計補正予算第2号について。14ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ294万8,000円を追加し、予算総額を8億5,240万円とするものです。それでは予算説明書の歳出からお願いします。36ページをご覧ください。1款1項1目13節使用料及び賃借料の電話リース料につきましては、東栄診療所の電話機器5か月分のリース料です。2款1項3目12節の委託料の遠隔読影委託料につきましては、医療センターで行うCT画像の読影を外部委託するものです。次に、歳入を説明させていただきます。34ページをご覧ください。今回の財源につきましては、5款1項1目の繰越金を充てさせていただきます。以上でございます。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。

----- 同意案第 2 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 15、同意案第 2 号「東栄町教育委員会委員の任命について」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

同意案第 2 号、東栄町教育委員会委員の任命について。堂地勝馬委員の任期満了による教育委員の任命であり、議会の同意を求めるため、同意案を提出するものであります。

住所 東栄町大字本郷字浅井 12 番地、堂地勝馬 生年月日、昭和 25 年 9 月 14 日。

なお任期は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まででございます。よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。本件は人事案件でありますので、討論は省略し直ちに採決いたします。本件に同意することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、同意案第 2 号の件は同意されました。

----- 同意案第 3 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 16、同意案第 3 号「東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務課長」の声あり）

はい、税務課長。

税務課長（藤田智也君）

同意案第3号、東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を東栄町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法、昭和25年法律第226号第423号第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住所は東栄町大字三輪字山ノ上田47番地2、氏名、丸山敏江、生年月日、昭和25年11月27日、選任理由は令和4年8月31日をもって任期満了のためのものです。任期については、3年となっております。以上です。

議長（原田安生君）

はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。本件は人事案件でありますので、討論は省略して直ちに採決いたします。本件に同意することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、同意案第3号の件は同意されました。

----- 報告第1号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第17、報告第1号「令和3年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

報告第1号令和3年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について。1枚跳ねていただいて計算書をご覧ください。款項、事業名、金額、翌年度繰越額について説明させていただきます。なお、計算書の表右側に財源内訳を載せてありますので御確認をお願いいたします。2款総務費1項総務管理費、暮らしのカラフルパッケージ補助事業、金額は80万円。翌年度繰越額80万円。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費コンピューター等保守点検委託事業、金額127万6,000円。翌年度繰越額127万6,000円。3款民生費1項社会福祉費、非課税世帯臨時特別給付金事業、金額6,226万円。翌年度繰越額1,791万6,090円。4款衛生費1項保健衛生費、簡易水道特別会計繰出金、金額5,856万5,000円。翌年度繰越額5,156万5,000円。5款農林水産業費1項農業費、農業委員会業務効率化支援タブレット購入事業、金額8万円。翌年度繰越額8万円。5款農林水産業費2項林業費、林地台帳データ更新事業、182万6,000円。翌年度繰越額182万6,000円。同じく5款農林水産業費、2項林業費、林道改良事業、金額382万4,000円。翌年度繰越額382万4,000円。7款土

木費 2 項道路橋梁費、事業名道路メンテナンス事業、金額 1,960 万円。翌年度繰越額 1,960 万円。合計金額 1 億 4,825 万 1,000 円。翌年度繰越額 9,688 万 7,090 円。以上、報告いたします。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

ただ今の資料の繰越明許費、繰越計算書、表の上から 3 行目ですね、民生費の非課税世帯臨時特別給付金事業の金額 6,228 万円の内 1,791 万 6,090 円を翌年度に繰り越すと、その部分について伺いたします。1,700 万余りの財源は全額、国県支出金となっております。ということなのかということをお伺いしたいと思います。国からの支出金が入ってこなくて清算できないというようなものなのか、申請者がいないので使わないというものなのか。つまり、国県の支出金はまだ入ってきていないという状況で、住民に不利益がなかったかという観点でお伺いいたします。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい。こちらについては、全体の事業として補正で上げさせていただきました事業ですが、3 年度の中で既に先ほど福祉課長が申しましたように、既に支払いが完了してるのがあります。さらに、繰越して 4 年度になってもありますので、4 年度に繰越した分について 1,700 万ほどあるということでもありますので、それが終わってから国からですね、お金が入ってきますので、そういった意味で繰越しをさせていただくということになりますので、よろしくお願いします。

議長（原田安生君）

よろしいですか。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切り、報告第 1 号を終わります。

----- 報告第 2 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 18、報告第 2 号「令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算

書について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、建設課長」の声あり）

はい、建設課長。

建設課長（原田経美君）

それでは失礼します。報告第2号、令和3年度東栄町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について。2ページをお願いします。2款簡易水道事業費、1項簡易水道管理費、事業認可変更及び中設楽浄水場前処理装置、詳細設計業務委託、金額2,700万。翌年度繰越額2,700万。次の行をお願いします。同じく、簡易水道管理費、配水管布設替業務委託事業、金額370万7,000円。翌年度繰越額370万7,000円。同じく簡易水道管理費、御園地内配水管布設替工事、金額1,500とんで1,000円。翌年度繰越額1,500とんで1,000円。同じく簡易水道管理費、本郷地内配水管布設工事、金額1,285万7,000円。翌年度繰越額885万7,000円。合計5,856万5,000円、翌年度繰越額5,456万5,000円。以上報告いたします。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切り、報告第2号を終わります。

----- 報告第3号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第19、報告第3号「令和3年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

報告第3号、令和3年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について。1枚跳ねていただいて計算書をご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、定年延長制度構築支援事業、継続費の総額220万円。令和3年度予算現額143万円。支出済額及び支出見込額143万円。残額ゼロ。翌年度逡次繰越額ゼロ。4款衛生費、1項保健衛生費、医療センター、保健福祉センター（仮称）整備事業、継続費の総額11億3,386万円。令和3年度予算現額4億3,396万5,000円。支出済額及び支出見込額4億1,624万円。残額1,772万4,000円。翌年度逡次繰越額1,772万4,000円。以上、報告いたします。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切り、報告第3号を終わります。

----- 報告第4号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第20、報告第4号「令和3年度東栄町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民課長」の声あり）

はい、住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

報告第4号、令和3年度東栄町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書について。次ページをお願いいたします。5款保健事業費、3項総合保健事業費、事業名、医療センター保健福祉センター（仮称）整備事業、継続費の総額4億4,267万6,000円。令和3年度継続費予算現額1億7,707万1,000円。支出済額及び支出見込額1億7,209万6,000円。416万5,000円。翌年度通次繰越額416万5,000円。以上、報告をいたします。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切り、報告第4号を終わります。

これで12時ちょっと回りますけども、あと少しなので、このままやりたいと思いますがいかがでしょうか。

（「進行」の声あり）

----- 報告第5号、報告第6号、報告第7号 -----

議長（原田安生君）

はい。ここでお諮りいたします。日程第21、報告第5号「令和3年度東栄町簡易水道特別会計継続費繰越計算書について」、日程第22、報告第6号「令和3年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」、日程第23、報告第7号「令和3年度東栄町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書」について。以上3案件を一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。御異議なしと認め５号から７号までの３案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、建設課長」の声あり）

はい、建設課長。

建設課長（原田経美君）

それでは失礼します。報告第５号、令和３年度東栄町簡易水道特別会計継続費繰越計算書について。次ページをお願いします。１款総務費、１項総務管理費、事業名、公営企業化業務委託継続費の総額２,９４７万円。令和３年度継続費予算減額８１７万９,９００円。支出済額６９５万８,５５０円。翌年度通次繰越額１２２万１,３５０円です。

続いて報告第６号をお願いします。令和３年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について。次ページをお願いします。１款下水道事業費、１項下水道管理費、事業名、公営企業化業務委託、継続費の総額２,８３４万９,０００円。令和３年度継続費予算現額１,１４４万４,９５０円。支出済額４９０万８,５２５円。翌年度通次繰越額６５３万６,４２５円。１０ページをお願いします。

報告第７号、令和３年度東栄町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について。次ページをお願いします。１款農業集落排水事業費、１項農業集落排水管理費、事業名、公営企業化業務委託、継続費の総額１,５９５万２,０００円。令和３年度継続費予算現額６５４万９,８００円。支出済額２７０万７,１００円。翌年度通次繰越額３８４万２,７００円です。

以上報告を終わります。

議長（原田安生君）

はい。それでは質疑に入ります。初めに報告第５号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。次に報告第６号の質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に、報告第７号、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。報告第５号から７号までを終わります。

----- 報告第８号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第２４、報告第８号「令和３年度東栄医療センター特別会計継続費繰越計算書について」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

報告第8号、令和3年度東栄医療センター特別会計継続費繰越計算書について。1枚跳ねていただきまして、継続費繰越計算書をご覧ください。1款1項総務管理費、医療センター、保健福祉センター仮称整備事業、継続費総額6億2,298万4,000円。予算現額2億4,919万3,000円。支出済額及び支出見込額2億4,333万4,000円。残額585万9,000円。翌年度通次繰越額についても同額です。2款1項医業費、新医療センター医療機器購入費、継続費総額7,700万円。予算現額770万円。支出済額及び支出見込額ゼロ円。残額、翌年度通次繰越額ともに770万円です。以上です。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

継続費繰越計算書の2款1項の医療センター、新医療センター医療機器購入費について伺います。継続費総額が7,700万円で令和3年度の予算が770万であり、全額を次年度に繰越すというものなんです。全く使われなかったというものなんですけれども、診療所のオープンの前年度に一体どんな物品を購入するという目的で770万、令和3年度に計上していたのか伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

予算総額の7,700万のうち770万と申しますのは、今年度3つの機器の購入を継続費としてさせていただきました。その部分で770万、1割ということで計上させていただいたものでございます。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

じゃ、この770万円は、実際には令和4年度に入って執行されているということでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

はい、執行しているといいますか、継続で令和３年度に契約させていただいて議決をいただいた案件が３件ありますので、その機器を購入させていただいております。

議長（原田安生君）

はい、他ありますか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切り、報告第８号終わります。

----- 報告第９号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第25、報告第９号「株式会社とうえいの経営状況について」の件を議題としていたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

はい、経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

報告第９号、株式会社とうえいの経営状況につきまして、令和３年度における株式会社とうえいの経営状況について報告をいたします。まず、株式会社とうえいの総体的な観点からお話しさせていただきます。資料の６ページの表を、とうえい温泉、年度別入浴者数をご覧ください。11年前からの入浴者数の推移ですが、表の右下、昨年度の温泉の入浴者数につきましては、10万とんで3,012人で前年度より約８％、7,338人の増となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の平成30年度と比較すると約38％、6万3,000とんで97人の減と依然厳しい状況が続いております。1枚めくっていただいて、7ページ。先ほどの6ページの各年度の入浴者数をグラフ化したもので推移となります。次に、とうえい健康の館、利用状況につきまして8ページをご覧ください。利用状況ですが、宿泊関連の使用料1,458万7,197円。会議室等の利用料2,620円で、総計は1,458万9,817円となります。東栄町から株式会社とうえいに支出しました指定管理料の宿泊部門といたしましては1,742万とんで600円でありますので、経費と収入の差は約283万円となります。次に、9ページのとうえい健康の館、宿泊者数の表と稼働率を加えた10ページのグラフをご覧ください。昨年度の1年間の宿泊者総数は2,933人で、前年度比約19％、

462 人の増となりました。こちらは、工事関係者の利用で支えられているものと考えられます。それでは、決算報告書に基づき説明をさせていただきます。1 ページにお戻りいただき、貸借対照表をご覧ください。まず、左上の資産の部、流動資産についてであります。現金及び預金、棚卸資産未収入金、立替金の合計 2,259 万 6,000 とんで 81 円であります。次に、その下の固定資産であります。リース資産が 141 万 5,600 円、これは、車両、コピー機、釣銭機などあります。出資金を含めて合計 142 万 5,600 円であります。資産の部の合計は 2,402 万 1,680 円であります。続きまして、右上の負債の部の流動負債ですが、買掛金、これは食堂、売店関係を中心とした仕入れです。その下の未払費用は、従業員給与や重油代などです。その他、未払法人税、未払消費税、健康の館預り金これは、3 月分の宿泊料などですが、これらの流動負債の合計は 1,758 万 6,419 円となります。固定負債を加えた負債の部の合計は 1,895 万 2,729 円となります。次に純資産の部であります。資本金は 3,000 万円で変更はなく、利益剰余金、マイナスの 2,493 万 1,000 とんで 48 円を加えると、株主資本 506 万 8,952 円となり、これが純資産の部の合計となります。したがって、負債、純資産の部の合計は 2,400 とんで 2 万 1,681 円となります。続きまして、2 ページの損益計算書について、説明させていただきます。こちらも全て消費税抜での金額であります。左上の売上高は、温泉売上げ、介護売上げ、食堂売上げ、自販機売上げの合計、真ん中の列 1 番上ですが、1 億 1,667 万 2,258 円です。前年度と比べて温泉売上が 6 % 増、介護売上が 32% の増、食堂売上が 24% の増、自販機売上が 0.2% の増となりました。食堂仕入れ及び売店仕入れに棚卸高を加えますと、右の列、上から 2 番目 2,364 万 3,390 円となります。売上高から差引きますと売上げ総利益が 9,300 飛んで 2 万 8,868 円となります。前年度と比較し約 950 万円、11% の増となります。その下一般管理費の合計で 1 億 5,200 とんで 9 万 8,915 円。これを差引きますと営業損失が 5,900 とんで 7 万 47 円となり、営業外収益、利子配当金等や介護予防棟及び健康の館指定管理料という管理料収入や、昨年度の国県町からの協力金である雑収入の合計 5,483 万飛んで 7 円を超えますと、経常損失 424 万とんで 40 円となります。これから法人税などの 18 万 2,500 円を加えますと当期純損失は 1 番下 442 万 2,540 円となります。次に、先ほどお話しした一般管理費 1 億 5,209 万 8,915 円ですが、3 ページの表、販売費及び一般管理費の計算内訳。年度の比較表、過去 3 か年分は、11 ページとなります。11 ページの表で説明させていただきたいと思います。従業員給与は、正規職員、嘱託、パート等で令和 3 年度は、表の 1 番右上 6,121 万とんで 333 円で前年度と比較して 382 万円の増でした。これは、新型コロナウイルス感染症対策のため休業や時短が前年よりも減少したためと考えられます。燃料費、特に重油は上から 6 番目ですが、2,029 万 3,400 円で、前年度と比較して 870 万円の増。ガスはその下となります。304 万 3,893 円で、前年度と比較して約 77 万円の増。下から数えて 11 番目になりますが、水道光熱費は 1,938 万 2,267 円で前年度と比較して約 220 万円の増となっております。これは前年と比べて休業や時短が減少したことに加え、昨今の燃料価格の高騰によるものと考えられます。真ん中あたり、地代家賃ですが 15 万 3,970 円で、前年と同様に納付金を減免したことにより、前々年度より約 1,651 万円の減となりました。経費総額は、表

の右下1億5,209万8,915円で、前年度と比較して1,626万円の増額となりました。次に戻りますが4ページにお戻りください。令和3年度の決算案分資料ですが、収支の状況を施設ごとに示したものです。実費で分かるものについては実費で、実費で振り分けられないものは案分率で、これは、面積占有率の案分が大半ですが、一部案分率を変更して算出しています。本年度の町からの指定管理料は、ページ左上の上から二つ目になりますが、介護棟部分と健康の館部分の合計で3,417万5,904円を受けており、前年より310万839円の増となっています。このような収支の中で令和3年度につきましては、左の列1番下424万とんで40円の赤字でありました。最後に、今年度の株式会社とうえいの計画についてです。12ページをご覧ください。株式会社とうえい収支予算計画の表となります。消費税抜きの金額です。昨年度は、新型コロナウイルス感染症に加え、燃料費、光熱水費の大幅な高騰により大変厳しい年でした。今年度につきましても、依然大変厳しい状況となっています。このような状況の中、温泉の利用客数については、令和元年度の15万8,000人とまではいかないにしても、令和3年度の約30%、13万5,000人を想定しております。今後も、燃料費、光熱水費の高騰が続くことが予想されることが、1番下にありますように差引き収支、三角の300万7,400円と計画させていただきました。報告は以上です。

議長（原田安生君）

はい。説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

はい。株式会社とうえいの決算報告書を拝見しました。新型コロナのもとで、引き続き大変な状況になるということであって、また監査報告書には、感染対策を万全に期したことを評価すると、このように書かれております。皆さんの御努力に本当に頭が下がる思いがいたします。新型コロナの影響で今、御説明ありましたように前年度に大きく落ち込んだ温泉の利用者が令和3年度、僅かではあるが持ち直していること。監査報告書には、健康の館の工事関係者の利用が増えて営業に大きく寄与したとあり、この点は喜ぶべきことだと考えます。3点お尋ねしたいんですけど、まず1点目ですね。3月議会でこのとうえい温泉の経営について質疑が出た際に経済課は専門家の意見を聞き、現状に見合った運営方法にしていくと答弁しております。運営方法の見直しという重い言葉も出ております。しかし、今回の株式会社とうえいの監査報告書では、運営方法の見直しといったような内容は見受けられません。この現状で株式会社とうえいに監査の方が求めているのは、早急に割引対象入浴料金の補填を含め、割引対象料金の検討について行政との議論が望ましい、こういったことであります。当然、この当座ですね割引額の補填を行政が行えば、経営は問題ないと理解してよいのか伺いたいと思います。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

はい、御質問ですが営業会議等というのを実は開いておりまして、その中で検討をさせていただいているところです。昨日も営業会議の前ですね担当者レベルで施設の管理等もやっておりますので、そういう中で話を詰めていきたいと思います。割引につきましても監査委員からの報告もありますとおり、子供パスポートですとか高齢者パスポート等がございますので、そういったものを有利に使えるかということの提案もいただいておりますので、そういったところを調整していきたいと思っております。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

営業会議また担当者レベルでの話合いで、今後の経営のことが議論されているということなんですけれども、住民にとっても重要な場でありますので、意思決定の場には是非ですね、今後住民を加えていただくということを1点要望したいと思います。続いての点はですね12 ページの収支予算計画の地代家賃予算額1,200 万円についてです。これはですね、町と株式会社とうえいとの間の年度協定書に基づく納付金に係るものと考えます。前年度の予算額1,667 万円から460 万円、今年度では減少しております。納付金の減額などですね、協定を改めて結んでいるのかということ、それから株式会社とうえいとの間でこの金額ならこの6 月から支払っていけると、そのような取決めになっているのか伺います。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

はい、地代、家賃の件でございますけども、これもですね、営業会議等で今4 月5 月の入浴者数もですね昨年度よりは増えております。そうした内容もですね踏まえていきながら、中間で修正等を行って、この金額等が無事達成できるかどうかということも当然その営業会議の中で検討していくことになってきますので、そこら辺御了承いただきたいと思います。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1番（浅尾もと子君）

納付金の減免などの協定を結んだかというお尋ねでありました。また後ほど伺いたいと思います。もう1点ですね、雑収入について伺います。今年度もとても多い金額2,065万円出ております。2ページの損益計算書の内の雑収入、この内訳を伺います。大まかで結構です。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい。こちらにつきましては、ちょっと今日細かい資料持ってませんので大ざっぱな話をしますと国等からの交付金とか、それから町からも持続化交付金出しておりますが、そういうものがこの中に含めるというふうに御理解いただきたいと思います。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

内容についてですね、例えばこの委員会のところでも若干意見があるのかもしれませんが、委員の皆さんからすればですね。全体の経過だけ確認するという点で、まずとうえい温泉をつくる時の段階ですよ、これは議会でも議論があったし、当然行政内部の中でも議論があったということです。そういう中で温泉を建設してということで、それで、この資料にある4ページの按分ですよ。介護の按分は尾林町長の時に当然経営はうまくいってない中で、この按分ということによって実際繰入れを増やしていったという経緯があるわけです。そして、監査の方の意見の中にも、当初健康の館は、湯治場として建設ということだったんで、現実としては、ここに書いてあるように工事関係ということで、当初のとうえい温泉の建設から途中のプロセスから相当環境なり状況変わってるということですし、この間の議論にあるように修繕の問題、この費用をどうするのかということも、何回か出されているわけですから、この総合的にですね、これどういうふうにこの問題を課題をですね、考えるかという場をまさに専門的に、まさに民間システムの側面を含めて、しっかりやっていく必要があるかと思うんだよね。その点ちょっと見通しをですね明確にここでないけど、本当にそういうことやっていく必要があるという認識についてだけ確認できればと思うんですけど、どうでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい、今おっしゃられるとおりであります。やはり確かにあのコロナのなる前に遡りますと、何とか経営の方も単年度では、黒字になっていったいいかなというところで、このコロナになり、そこに追い打ちをかけるようにですね、燃料の高騰とか、いろんな要素が加わってきて、特に経費の方で厳しい状況にあります。ですから、そこで実際納付金の方も払えなくなり、基金のほうも底をついてしまいました。ですから今後ですね、やはり前も修繕についてもですね、やはり壊れたりとか、悪くなったりというところでやってるんでは遅いということで、ある程度、計画を立ててということで一旦はある程度お金を入れてですね修繕をさせてきました。まだ、現状でもそういったことも出てくることがありますけども、ただ、全体大きなものとしては、やはり計画的にある程度、前々に更新するものは更新しながらやってきたいというような方針で進めたいと思っております。それでまたやはり、温泉で公益でありますので、経費の節減ということも今まで詰めてきました。それも大事であります。やはり収入の部分で、どんだけ上げていくかというところがすごく大事になってくると思います。やはりそこら辺をですね、どういった形で収益を上げていくか、お客さんと呼んでこれるかというところを、やはり営業会議の中でもやっておりますが、何らかの形で具体的なものまだ決まっておりますが、やはり専門家のこと含めてですね、いろんなお知恵を拝借しながらですね、入る方も増やす方向、それから絞れるところも絞れるような形、そういったことも、やりながら進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

議長（原田安生君）

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切り、報告第9号終わります。

以上で本日上程されました案件の審議が日程どおり全て終了いたしました。ここでお諮りいたします。本日上程されました案件のうち、議了いたしました重要案件を除く6案件につきましては、所管の常任委員会に付託したいと思います。ただ今から、事務局が付託表を配付いたします。

（付託表配布）

はい。それではお諮りをいたします。ただ今お配りしました付託表のとおり各常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。よって、各常任委員会へ付託することに決定しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。また、会議中の会議日程も議会の冒頭で議決を

いただいておりますので、それぞれ御出席をお願いいたします。

----- 散 会 -----

議長（原田安生君）

以上もちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。